

◆ 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

最判令 5.5.19 判タ 1511.107〔3番所有権抹消登記等請求事件〕

相続財産の全部又は一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合において、遺言執行者は、上記の包括遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に包括受遺者以外の者に対する所有権移転登記がされた不動産について、上記登記のうち上記不動産が相続財産であるとするれば包括受遺者が受けるべき持分に関する部分の抹消登記手続又は更正登記手続を求める訴えの原告適格を有するとされました。

遺言執行者としては、遺言の内容を実現するために戦わなければならない状況です。

逆に、相続財産の一部を包括遺贈する旨の遺言の場合、包括受遺者が受けるべき持分を超える部分については、原告適格を有しないともいえます。

◆ 不動産登記法

I 表題部所有者が「共有惣代A」である場合の所有権保存登記

【通達】令和 5.9.27 民二 977（要旨）

表題部所有者として「共有惣代A」と記載されている土地（本件土地）につき、A個人の法定相続人を被告とする所有権確認訴訟において勝訴判決を得た者から、当該判決書（本件判決書）を申請書に添付して、不登法 74 条 1 項 2 号に基づく所有権保存登記の申請（本件申請）がされました。

しかし、本件土地について、権利能力なき社団の代表者ではなく、A個人の法定相続人を被告とする本件判決書を添付して所有権保存登記の申請をすることはできないため、法 25 条 4 号（申請の権限を有しない者の申請による時）及び 9 号（申請情報と併せて提供しなければならないものとされている情報が提供されないとき）により却下することが相当とされました。

「共有惣代」の「惣」は「総」と同じ意味であり、「惣代」とは「総代」であり、共有惣代は同じ関係にある集まりの人達全員の代表者という意味になります。共有惣代という肩書が付いていることから、明らかに個人所有ではなく共同所有の不動産であることが分かります（正影秀明「変則型登記、権利能力なき社団・認可地縁団体等に関する登記手続と法律実務」日本加除出版、2019 年、42 頁）。

したがって、共同所有の形態であるにもかかわらず、A個人の法定相続人を被告とする本件判決書を添付して所有権保存登記の申請をすることは、不適法とされるのです。